

## 肝付町の給与・定員管理等について

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

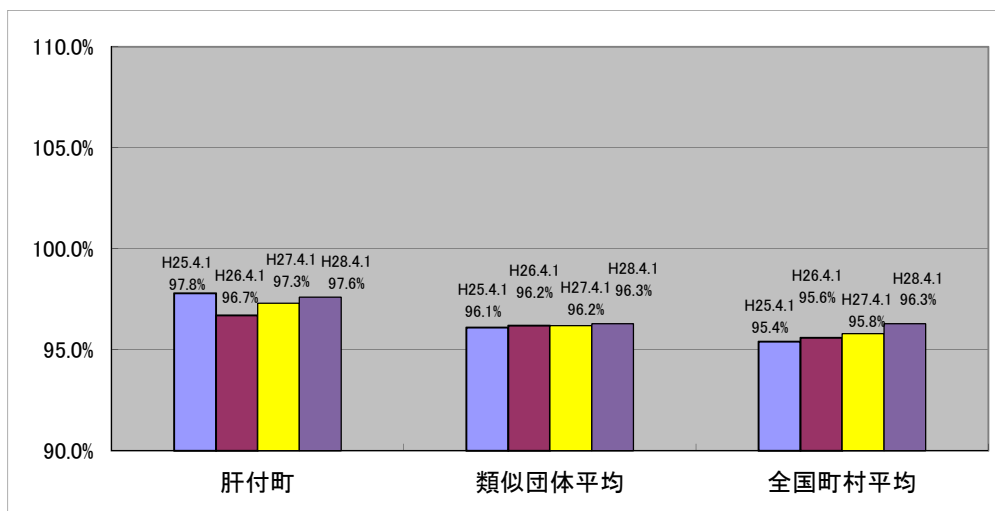
区分	住民基本台帳人口 (28年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 26年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
27年度	16,335	10,338,695	379,442	1,634,828	15.8	16.8

#### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				計 B	(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)町村類型IV-1 平均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当				
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
27年度	170	709,896	96,209	276,862	1,082,967	6,370	5,602	

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は、平成27年4月1日現在の人数である。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

#### (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。  
 3 平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

※ 平成28年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

定年退職を迎える時期の職員が多くなり、それに伴いその職責を国に比べ若い職員が担うことになり、給料に関してもその職責にて決定されるため、国の経験年数が同じ職員と比較すると給料月額が高くなっていることが大きな要因となっている。

(4) 給与改定の状況

① 月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
28年度	— 円	— 円	— 円	— %	— %	0.17 %

- (注) 1 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額である。  
2 本町は人事委員会を設置しておりませんので、記載を省略します。

② 特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
28年度	— 月	— 月	— 月	— 月	— 月	4.30 月

- (注) 1 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。  
2 本町は人事委員会を設置しておりませんので、記載を省略します。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[ (実施) 未実施 ]

実施内容

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日  
(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%、最大で4%引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。  
他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

実施内容

(支給割合)  
(実施時期)

(参考)

	平成26年度 の支給割合	平成27年度の支給割合 4月1日時点	遡及改定後	平成28年度 の支給割合
国基準による支給割合	0%	1%	2%	3%
肝付町の支給割合	—	—	—	—

(注) 本町は地域手当支給地域ではないため、記載を省略します。

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成28年4月1日現在）

#### ① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
肝付町	44.4歳	336,125円	395,728円	365,120円
鹿児島県	44.9歳	328,300円	404,242円	362,366円
国	43.6歳	331,816円	—円	410,984円
類似団体	41.6歳	307,088円	353,782円	329,459円

#### ② 技能労務職

区分	公務員				民間		参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	対応する民間 の類似職種	平均年齢 平均給与月額 (B)	
肝付町	52.1歳	11人	329,627円	351,827円	349,536円	—	—
うち学校給食員	49.3歳	3人	305,467円	309,467円	309,467円	調理士 45.6歳	199,700円 1.55
うち用務員	52.3歳	7人	344,914円	372,000円	372,000円	用務員 55.2歳	199,900円 1.86
うちその他技能労務職	—	1人	—	—	—	—	—
鹿児島県	52.9歳	299人	334,800円	383,933円	361,918円	—	—
国	50.4歳	2,876人	287,447円	—	329,358円	—	—
類似団体	48.8歳	9人	287,016円	310,283円	297,782円	—	—

区分	参考 年取ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
肝付町	—	—	—
うち学校給食員	5,029,964円	2,708,800円	1.86
うち用務員	6,102,436円	2,732,900円	2.23
うちその他技能労務職	—	—	—

- ※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成25年～27年の3ヶ年平均)
- ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
- ※ 年取ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。
- ※ 対象職員が少数の場合、該当職員を特定できるため、個人情報保護の観点から記載を省略します。(職員数のみ記載。)

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成28年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。  
また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。
- 3 平均年齢は10進法で記載しています。

### (2) 職員の初任給の状況（平成28年4月1日現在）

区分	肝付町	鹿児島県	国	
一般行政職	大学卒	176,700円	176,700円	176,700円
	高校卒	144,600円	144,600円	144,600円
技能労務職	高校卒	142,000円	151,500円	—円
	中学卒	126,400円	134,000円	—円

### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成28年4月1日現在）

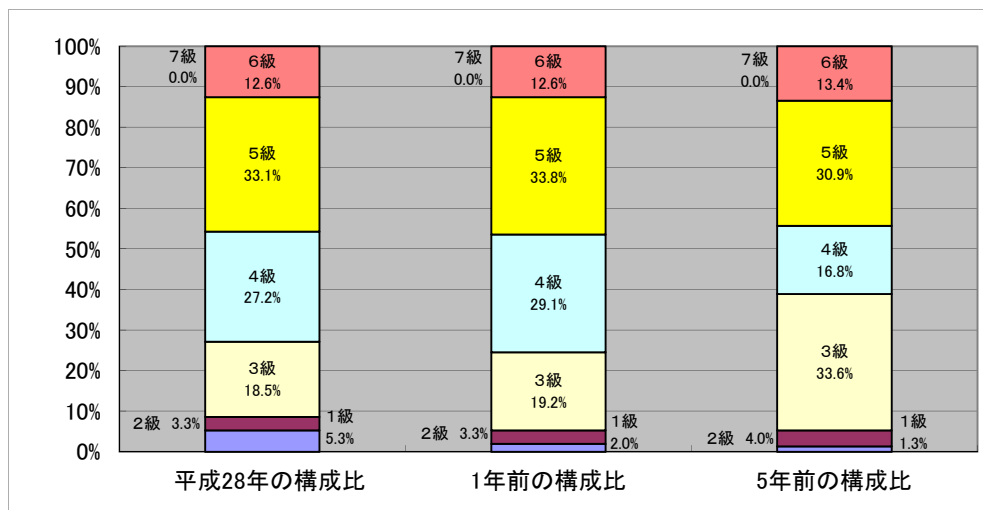
区分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年	
一般行政職	大学卒	—円	351,400円	379,980円	—円
	高校卒	—円	322,800円	359,333円	387,000円
技能労務職	高校卒	—円	—円	—円	—円
	中学卒	—円	—円	—円	—円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成28年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	1 主事補又は技師補の職務 2 主事又は技師の職務	8 人	5.3 %	141,600 円	246,600 円
2 級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	5 人	3.3 %	191,700 円	303,400 円
3 級	主査の職務	28 人	19.2 %	227,900 円	349,200 円
4 級	1 係長の職務 2 主幹の職務	41 人	29.1 %	261,100 円	380,200 円
5 級	1 課長補佐、次長又はこれらの職務と同等の職務 2 参事の職務	50 人	33.8 %	287,100 円	392,200 円
6 級	課長、事務局長、支所長、所長、室長又は團長の職務又は町長が定める職務	19 人	12.6 %	317,700 円	409,400 円
7 級	特に重要な業務を統括する課の長等又は町長が定める職務	0 人	0.0 %	361,800 円	444,100 円

(注) 1 肝付町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から7級制に給与構造の改正。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合。)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成28年4月2日から平成29年4月1日までににおける運用	肝付町		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した			○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用			○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用	○	○		
ロ 人事評価を実施していない				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

肝付町		鹿児島県		国	
1人当たり平均支給額(27年度) 1,584 千円		1人当たり平均支給額(27年度) 1,623 千円		—	
(27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 ( 1.45 )月分 勤勉手当 1.60 月分 ( 0.75 )月分		(27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 ( 1.45 )月分 勤勉手当 1.60 月分 ( 0.75 )月分		(27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 ( 1.45 )月分 勤勉手当 1.60 月分 ( 0.75 )月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5% ~ 15% ・管理職加算		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5% ~ 20% ・管理職加算 10%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5% ~ 20% ・管理職加算 10% ~ 25%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

平成28年4月2日から平成29年4月1日までにおける運用	肝付町		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した			○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用			○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用	○	○		
ロ 人事評価を実施していない				

(2) 退職手当（平成28年4月1日現在）

肝付町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	27.405 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.590 月分	勤続35年	41.325 月分	49.590 月分
最高限度額	49.590 月分	49.590 月分	最高限度額	49.590 月分	49.590 月分
その他の加算措置 (退職時特別昇給 なし )			その他の加算措置		
定年前早期退職者に対する特例 2% ~ 45%			定年前早期退職特例措置 ( 2% ~ 45% 加算 )		
1人当たり平均支給額 16,884 千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、27年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当  
(平成28年4月1日現在)

支給実績(27年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
—	— %	— 人	— %
地域手当補正後ラスパイレ指数 (ラスパイレ指数)		—	

(注) 地域手当補正後ラスパイレ指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレ指数。

(補正前のラスパイレ指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

(4) 特殊勤務手当 (平成28年4月1日現在)

支給実績 (27年度決算)	0 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額 (27年度決算)	0 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合 (27年度)	0.0 %			
手当の種類 (手当数)	0 種類			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (26年度決算)	左記職員に対する支給単価
—	—	—	—	—

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (27年度決算)	44,457 千円
職員1人当たり平均支給年額 (27年度決算)	281 千円
支給実績 (26年度決算)	41,783 千円
職員1人当たり平均支給年額 (26年度決算)	312 千円

(注) 1 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

2 選挙当日の投票事務従事等に伴う手当については、月次給与とは別に支給しており、且つ選挙の有無により大きく変動することから、含めないこととします。

(6) その他の手当 (平成28年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (27年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (27年度決算)
初任給調整手当	医(一)欠員補充困難職 413,800円 医学・歯学専門知識欠員 補充困難 50,600円 特殊な専門知識特別事情 2,500円	同じ	—	0 千円	0 円
扶養手当	配偶者 13,000円 子 6,500円 父母等 6,500円 配偶者がいない場合そのうち子 11,000円 父母等 11,000円  満16歳年度初めから満22歳年度末までの1人につき5,000円加算	同じ	—	34,237 千円	257,421 円
住居手当	借家 家賃額23,000円までは12,000円との差額 家賃額23,000円を超える時は超える額の1/2(限度額16,000円)に11,000円を加えた額  家賃額55,000円を超える時は27,000円	同じ	—	6,631 千円	207,203 円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (27年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (27年度決算)
通勤手当	交通機関利用者 全額支給の限度額 55,000円 45,000円を超える部分については1/2加算額 5,000円まで(最高限度額50,000円) 交通用具利用者 2km以上5km未満 2,000円 5km以上10km未満 4,200円 10km以上15km未満 7,100円 15km以上20km未満 10,000円 20km以上25km未満 12,900円 25km以上30km未満 15,800円 30km以上35km未満 18,700円 35km以上40km未満 21,600円 40km以上45km未満 24,400円 45km以上50km未満 26,200円 50km以上55km未満 28,000円 55km以上60km未満 29,800円 60km以上 31,600円	同じ	—	8,318 千円	77,019 円
単身赴任手当	月額30,000円 交通距離加算 100km以上300km未満 8,000円 300km以上500km未満 16,000円 500km以上700km未満 24,000円 700km以上900km未満 32,000円 900km以上1,100km未満 40,000円 1,100km以上1,300km未満 46,000円 1,300km以上1,500km未満 52,000円 1,500km以上1,700km未満 58,000円 1,700km以上1,900km未満 64,000円 1,900km以上2,100km未満 70,000円	同じ	—	0 千円	0 円
休日勤務手当	休日等における正規の勤務時間中に勤務した場合勤務1時間当たりの給与額の100分の135の割合を乗じて得た額を支給する	同じ	—	0 千円	0 円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (27年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (27年度決算)
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜(午後10時から翌朝の午前5時までの間)に勤務した場合100分の25の割合を乗じて得た額を支給する	同じ	—	0千円	0円
宿日直手当	勤務1回につき 4,200円 入院患者の急変に対応する医師 20,000円 老人ホームの養護に直接従事する職員 6,300円	同じ	—	1,323千円	24,500円
管理職員特別勤務手当	週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等勤務1回につき 12,000円 上記以外の日(午前0時から午前5時までの間) 6,000円	同じ	—	0千円	0円
管理職手当	行政職給料表 7級Ⅰ種 43,400円 7級Ⅱ種 34,700円 6級Ⅰ種 41,700円 6級Ⅱ種 33,400円 医療職給料表(一) 4級Ⅱ種 42,500円 医療職給料表(三) 5級Ⅱ種 29,200円	準ずる	—	8,502千円	386,465円

- (注) 1 管理職員特別勤務手当については、上記「(5)時間外勤務手当」と同様に、選挙当日の投開票事務従事によるものを含みません。  
2 国の住居手当における持家区分は、平成21年度給与改定にて廃止。(平成21年12月1日施行。)

**5 特別職の報酬等の状況(平成28年4月1日現在)**

区分	給料	月額等	
		(参考)類似団体における最高/最低額	
給料	市区町村長	780,000円	850,000円 / 543,200円
	副市町村長	605,000円	673,000円 / 486,000円
報酬	議長	314,000円	375,000円 / 230,000円
	副議長	255,000円	310,000円 / 180,000円
	議員	232,000円	290,000円 / 157,000円
期末手当	市区町村長	(27年度支給割合)	
	副市町村長	3.15月分	(15%加算措置有り)
退職手当	議長	(27年度支給割合)	
	副議長	3.15月分	(15%加算措置有り)
退職手当備考	市区町村長	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	副市町村長	780,000円×在職月数÷12ヶ月×5.0	15,600,000円 任期毎
	副市町村長	605,000円×在職月数÷12ヶ月×2.8	6,776,000円 任期毎
備考			

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。  
3 地方自治法改正(平成18年6月7日法律第53号)により、出納長及び収入役制度が廃され、従前より収入役については配していなかった為、経過措置についても適用していません。



6 職員数の状況

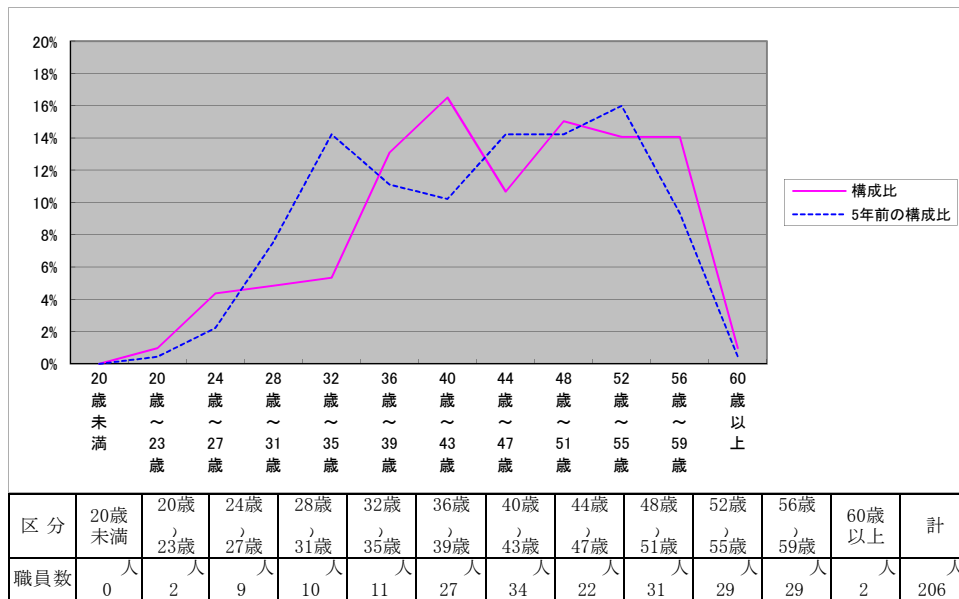
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分		職員数		対前年増減	主な増減理由
	平成27年	平成28年	平成27年	平成28年		
普通会計部門	一般行政	議会	3	3	0	退職不補充に伴う減員
		総務	46	46	0	
		税務	12	12	0	
		労働	0	0	0	
		農林水産	31	30	▲1	
		商工	3	3	0	
		土木	14	14	0	
		民生	19	19	0	
		衛生	12	12	0	
	計	140	139	▲1	<参考> 人口1万人当たり職員数 85.09人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 74.98人)	
部門	教育部門	30	29	▲1	退職不補充に伴う減員	
	消防部門	0	0	0		
	小計	170	168	▲2	<参考> 人口1万人当たり職員数 102.85人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 90.63人)	
公営企業等部門	小計	病院	21	22	1	看護師採用に伴う増員
		水道	3	3	0	
		交通	0	0	0	
		下水道	0	0	0	
その他	14	13	▲1	出向職員派遣解に伴う減員		
合計	208	206	▲2	<参考> 人口1万人当たり職員数 126.11人		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。(教育長を含む)  
2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成28年4月1日現在)



(3) 職員数の推移

部門別	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	140人	140人	137人	136人	140人	139人	▲1 (99.29%)
教育	39人	36人	35人	33人	30人	29人	▲10 (74.36%)
消防	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
普通会計	179人	176人	172人	169人	170人	168人	▲11 (93.85%)
公営企業等会計	46人	46人	44人	39人	38人	38人	▲8 (82.61%)
総合計	225人	222人	216人	208人	208人	206人	▲19 (91.56%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。(教育長含む)

7 公営企業職員の状況

(1) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 26年度の総費用に占 める職員給与費比率
27年度	千円 555,223	千円 29,193	千円 168,080	% 30.3	% 27.8

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
27年度	人 21	千円 86,332	千円 43,598	千円 38,150	千円 168,080	千円 8,004

(参考) 市町村病院事業 平均一人当たり給与費 千円 6,792
---

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
2 職員数は、平成28年3月31日現在の人数である。  
3 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含まない。

イ 特記事項

「事業者」区分については、同地区内に同種同等の事業所が無く、データも無いため省略する。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成28年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
肝 付 町	44.0 歳	344,886 円	629,729 円
医 師	45.5 歳	428,050 円	1,870,017 円
技 師 等	47.0 歳	380,567 円	592,617 円
看 護 師	43.7 歳	326,204 円	488,804 円
事 務 職	42.3 歳	334,827 円	495,423 円
団 体 平 均	40.3 歳	324,472 円	564,232 円
医 師	44.4 歳	564,493 円	1,390,925 円
看 護 師	39.0 歳	289,980 円	458,898 円
事 務 職 員	42.9 歳	326,257 円	496,398 円
事 業 者	一 歳	一 円	一 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。  
2 平均年齢は10進法で記載しています。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

肝 付 町	肝 付 町 ( 一 般 行 政 職 )	団 体 平 均
1人当たり平均支給額(27年度) 1,590 千円	1人当たり平均支給額(27年度) 1,584 千円	1人当たり平均支給額(27年度) 1,332 千円
(27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.60 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.75 )月分	(27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.60 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.75 )月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5% ~ 15% ・管理職加算	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5% ~ 15% ・管理職加算	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(平成28年4月1日現在)

肝 付 町	肝 付 町 ( 一 般 行 政 職 )	団 体 平 均
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 20.445 月分 27.405 月分 勤続25年 29.145 月分 34.5825 月分 勤続35年 41.325 月分 49.590 月分 最高限度額 49.590 月分 49.590 月分 その他の加算措置 (退職時特別昇給 なし ) 定年前早期退職者に対する特例 2% ~ 45%	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 20.445 月分 27.405 月分 勤続25年 29.145 月分 34.5825 月分 勤続35年 41.325 月分 49.590 月分 最高限度額 49.590 月分 49.590 月分 その他の加算措置 (退職時特別昇給 なし ) 定年前早期退職者に対する特例 2% ~ 45%	1人当たり平均支給額 4,756 千円
1人当たり平均支給額 8,297 千円	1人当たり平均支給額 16,884 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、26~27年度に肝付町立病院事業会計にて退職した職員に支給された平均

ウ 地域手当

(平成28年4月1日現在)

支給実績(27年度決算)	0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	0 円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
—	— %	— 人	— %

エ 特殊勤務手当（平成28年4月1日現在）

支給実績（27年度決算）		25,332 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）		1,206,286 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（27年度）		100.0 %		
手当の種類（手当数）		6 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(27年度決算)	左記職員に対する支給単価
病院勤務手当	病院に勤務する職員	病院業務	912千円	月額4,000円
放射線取扱手当	エックス線その他の放射線を取り扱う作業に従事	病院業務	180千円	月額5,000円
研究手当	病院に勤務する医師	病院業務	9,600千円	40万円を超えない範囲
診療手当	病院に勤務する医師	病院業務	14,460千円	毎月の診療収入の50/1,000に相当する額の範囲内
作業療法手当	病院に勤務する作業療法士	病院業務	180千円	毎月の作業療法診療収入の50/1,000に相当する額の範囲内
夜間看護手当	深夜において行われる看護等の業務に従事した看護師等	病院業務	0千円	4時間以上 3,300円 2時間以上4時間未満 3,000円 2時間未満 2,100円

オ 時間外勤務手当

支給実績（27年度決算）	3,050 千円
職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）	191 千円
支給実績（26年度決算）	2,799 千円
職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）	147 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（〇年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の

の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員は除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（平成28年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（27年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）
初任給調整手当	医(一)欠員補充困難職 413,800円 医学・歯学専門知識欠員補充困難 50,600円 特殊な専門知識特別事情 2,500円	同じ	—	0 千円	0 円
扶養手当	配偶者 13,000円 子 6,500円 父母等 6,500円 配偶者がいない場合そのうち子 11,000円 父母等 11,000円  満16歳年度初めから満22歳年度末までの1人につき5,000円加算	同じ	—	3,706 千円	217,971 円
住居手当	借家 家賃額23,000円までは12,000円との差額 家賃額23,000円を超える時は超える額の1/2(限度額16,000円)に11,000円を加えた額  家賃額55,000円を超える時は27,000円	同じ	—	612 千円	204,000 円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (27年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (27年度決算)
通勤手当	交通機関利用者 全額支給の限度額 55,000円 45,000円を超える部分については1/2加算額 5,000円まで(最高限度額50,000円) 交通用具利用者 2km以上5km未満 2,000円 5km以上10km未満 4,200円 10km以上15km未満 7,100円 15km以上20km未満 10,000円 20km以上25km未満 12,900円 25km以上30km未満 15,800円 30km以上35km未満 18,700円 35km以上40km未満 21,600円 40km以上45km未満 24,400円 45km以上50km未満 26,200円 50km以上55km未満 28,000円 55km以上60km未満 29,800円 60km以上 31,600円	同じ	—	1,080 千円	108,040 円
単身赴任手当	月額30,000円 交通距離加算 100km以上300km未満 8,000円 300km以上500km未満 16,000円 500km以上700km未満 24,000円 700km以上900km未満 32,000円 900km以上1,100km未満 40,000円 1,100km以上1,300km未満 46,000円 1,300km以上1,500km未満 52,000円 1,500km以上1,700km未満 58,000円 1,700km以上1,900km未満 64,000円 2,500km以上 70,000円	同じ	—	0 千円	0 円
休日勤務手当	休日等における正規の勤務時間中に勤務した場合勤務1時間当たりの給与額の100分の135の割合を乗じて得た額を支給する	同じ	—	0 千円	0 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜(午後10時から翌朝の午前5時までの間)に勤務した場合100分の25の割合を乗じて得た額を支給する	同じ	—	1,674 千円	209,240 円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (27年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (27年度決算)
宿日直手当	勤務1回につき 4,200円 入院患者の急変に対応する医師 20,000円 老人ホームの養護に直接従事する職員 6,300円	同じ	—	7,284 千円	520,314 円
管理職員特別勤務手当	週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等勤務1回につき 12,000円 上記以外の日(午前0時から午前5時までの間) 6,000円	同じ	—	0 千円	0 円
管理職手当	行政職給料表 7級Ⅰ種 43,400円 7級Ⅱ種 34,700円 6級Ⅰ種 41,700円 6級Ⅱ種 33,400円 医療職給料表(一) 4級Ⅱ種 42,500円 医療職給料表(三) 5級Ⅱ種 29,200円	準ずる	—	905 千円	452,394 円

(注) 1 管理職員特別勤務手当については、上記「(5)時間外勤務手当」と同様に、選挙当日の投開票事務従事によるものを含まません。

2 国の住居手当における持家区分は、平成21年度給与改定にて廃止。(平成21年12月1日施行。)

(2) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 26年度の総費用に占 める職員給与費比率
27年度	千円 170,183	千円 7,308	千円 16,144	% 9.5	% 9.6

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給 与 費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
27年度	人 2	千円 9,178	千円 4,354	千円 2,612	千円 16,144	千円 8,072

(参考) 市町村水道事業 平均一人当たり給与費
千円 6,190

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
2 職員数は、平成28年3月31日現在の人数である。  
3 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含まない。

イ 特記事項

「事業者」区分については、同地区内に同種同等の事業所が無く、データも無いため省略する。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成28年4月1日現在)

区 分	平均年 齢	基 本 給	平均月収額
肝 付 町	52.3 歳	401,697 円	588,514 円
行政職	52.3 歳	401,697 円	588,514 円
技能労務職	— 歳	— 円	— 円
団 体 平 均	44.7 歳	346,797 円	514,785 円
事 業 者	— 歳	— 円	— 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。  
2 平均年齢は10進法で記載しています。  
3 対象職員が少数の場合、該当職員を特定できるため、個人情報保護の観点から記載を省略します。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

肝 付 町	肝 付 町 ( 一 般 行 政 職 )	団 体 平 均
1人当たり平均支給額(27年度) 1,187 千円	1人当たり平均支給額(27年度) 1,584 千円	1人当たり平均支給額(27年度) 1,464 千円
(27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.60 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.75 )月分	(27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.60 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.75 )月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5% ~ 15% ・管理職加算	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5% ~ 15% ・管理職加算	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(平成28年4月1日現在)

肝 付 町	肝 付 町 ( 一 般 行 政 職 )	団 体 平 均
(支給率) 自己都合 20.445 月分 勤続20年 20.445 月分 勤続25年 29.145 月分 勤続35年 41.325 月分 最高限度額 49.590 月分 その他の加算措置 (退職時特別昇給 なし ) 定年前早期退職者に対する特例 2% ~ 45%	(支給率) 自己都合 20.445 月分 勤続20年 20.445 月分 勤続25年 29.145 月分 勤続35年 41.325 月分 最高限度額 49.590 月分 その他の加算措置 (退職時特別昇給 なし ) 定年前早期退職者に対する特例 2% ~ 45%	1人当たり平均支給額 15,855 千円
1人当たり平均支給額 0 千円	1人当たり平均支給額 16,884 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、26~27年度に肝付町水道事業会計にて退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(平成28年4月1日現在)

支給実績(27年度決算)	0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	0 円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
—	— %	— 人	— %

## エ 特殊勤務手当（平成28年4月1日現在）

支給実績（27年度決算）	0千円			
支給職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）	0円			
職員全体に占める手当支給職員の割合（27年度）	0.0%			
手当の種類（手当数）	0種類			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(26年度決算)	左記職員に対する支給単価
—	—	—	—	—

## オ 時間外勤務手当

支給実績（27年度決算）	940千円
職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）	313千円
支給実績（26年度決算）	448千円
職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）	224千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（〇年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の

の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員は除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

## カ その他の手当（平成28年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（27年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）
初任給調整手当	医(一)欠員補充困難職 413,800円 医学・歯学専門知識欠員 補充困難 50,600円 特殊な専門知識特別事情 2,500円	同じ	—	0千円	0円
扶養手当	配偶者 13,000円 子 6,500円 父母等 6,500円 配偶者がいない場合そのうち子 11,000円 父母等 11,000円  満16歳年度初めから満22歳年度末までの1人につき5,000円加算	同じ	—	155千円	155,000円
住居手当	借家 家賃額23,000円までは12,000円との差額 家賃額23,000円を超える時は超える額の1/2(限度額16,000円)に11,000円を加えた額  家賃額55,000円を超える時は27,000円	同じ	—	102千円	101,500円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (27年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (27年度決算)
通勤手当	交通機関利用者 全額支給の限度額 55,000円 45,000円を超える部分については1/2加算額 5,000円まで(最高限度額50,000円) 交通用具利用者 2km以上5km未満 2,000円 5km以上10km未満 4,200円 10km以上15km未満 7,100円 15km以上20km未満 10,000円 20km以上25km未満 12,900円 25km以上30km未満 15,800円 30km以上35km未満 18,700円 35km以上40km未満 21,600円 40km以上45km未満 24,400円 45km以上50km未満 26,200円 50km以上55km未満 28,000円 55km以上60km未満 29,800円 60km以上 31,600円	同じ	—	94 千円	47,000 円
単身赴任手当	月額30,000円 交通距離加算 100km以上300km未満 8,000円 300km以上500km未満 16,000円 500km以上700km未満 24,000円 700km以上900km未満 32,000円 900km以上1,100km未満 40,000円 1,100km以上1,300km未満 46,000円 1,300km以上1,500km未満 52,000円 1,500km以上1,700km未満 58,000円 1,700km以上1,900km未満 64,000円 1,900km以上 70,000円	同じ	—	0 千円	0 円



手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (27年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (27年度決算)
休日勤務手当	休日等における正規の勤務時間中に勤務した場合勤務1時間当たりの給与額の100分の135の割合を乗じて得た額を支給する	同じ	—	0千円	0円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜(午後10時から翌朝の午前5時までの間)に勤務した場合100分の25の割合を乗じて得た額を支給する	同じ	—	0千円	0円
宿日直手当	勤務1回につき 4,200円 入院患者の急変に対応する医師 20,000円 老人ホームの養護に直接従事する職員 6,300円	同じ	—	3千円	2,600円
管理職員特別勤務手当	週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等勤務1回につき 12,000円 上記以外の日(午前0時から午前5時までの間) 6,000円	同じ	—	0千円	0円
管理職手当	行政職給料表 7級Ⅰ種 43,400円 7級Ⅱ種 34,700円 6級Ⅰ種 41,700円 6級Ⅱ種 33,400円 医療職給料表(一) 4級Ⅱ種 42,500円 医療職給料表(三) 5級Ⅱ種 29,200円	準ずる	—	0千円	0円

(注) 1 国の住居手当における持家区分は、平成21年度給与改定にて廃止。(平成21年12月1日施行。)  
2 初任給調整手当の医(一)欠員補充困難職区分は、平成20年度額改定。(平成21年4月1日施行。)